

令和7年度

奨学生（奨学資金）・修学生（保健医療福祉関係職修学資金）を募集します！

本町では、奨学資金と保健医療福祉関係職修学資金の2つの貸付制度があり、無利子で貸し付けを行っています。

なお、2つの資金から同時に貸し付けを受けることはできません。詳しくは、こども教育課にお問い合わせください。

	奨学資金貸付制度	保健医療福祉関係職修学資金貸付制度	
		修学資金	特別修学資金（加算部分）
目 的	・ 修学の機会を確保するとともに、本町の振興と発展に必要な人材の育成を図ります。	・ 町立施設及びその他町が認めた施設等における保健医療福祉関係職員の確保を図ります。	
貸付対象者	・ 高等学校、大学などに在学中で、修学の意欲があり、経済的理由により修学が困難と認められる方。 ・ 町内に居住する方または、中学校か高等学校卒業時まで町内に居住していた方。	・ 保健医療福祉関係職を目指す養成所等に在学中で、卒業後、町立施設およびその他町が認めた施設等でその業務に従事しようとする方。	・ 左記に記載する方のうち、成績優秀かつ向学心旺盛であり、家庭の経済的理由により修学が困難と認められる方。
対象職種	・ 対象職種はありません。	・ 医師、助産師、看護師、准看護師、薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、視能訓練士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、管理栄養士、保健師、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、保育士、歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士	
所得制限	・ 所得制限があります。 【計算式】 合計所得額－（扶養親族数×38万円）が、622 万円未満。	・ 所得制限はありません。	・ 所得制限があります。 【計算式】 合計所得額－（扶養親族数×38万円）が、208 万円未満。
貸付金額	・ 高等学校等：月額 10,000 円 ※高等学校等の奨学金については猶予・免除の制度がありません。 ・ 大学、短大、専修学校等：月額 50,000 円	・ 月額 50,000 円 ・ 特別修学資金の貸付を希望される方は、修学資金と合わせて申請してください。	・ 月額 30,000 円
貸付期間	・ 貸付開始月から在学する学校の正規の修業期間まで		
返還期間	・ 貸付終了の翌月から据置期間（1 年間）を経過した後、貸付を受けた期間の 2 倍に相当する期間内		・ 修学資金の返還期間を経過した後、特別修学資金の貸付を受けた期間と同等の期間内
返還猶予	・ 大学等を卒業後、町内に住所を有し、郡内の事業所に就業するときは返還の猶予ができます。	・ 養成所等を卒業後、対象職種に必要なとなる資格を取得し、町立施設およびその他町が認めた施設等に就業するときは返還の猶予ができます。	
返還免除	・ 返還猶予期間が 5 年間を経過すれば、返還が免除されます。		
申請期間	・ 令和 7 年 4 月 1 日（火）から 4 月 3 0 日（水）まで ※特別な事情があるときは、申請期間以降に申請できる場合がありますので、お問い合わせください。		
申込用紙の設置場所	こども教育課（本館 2 階）、健康づくり福祉課（西館 1 階）、池田窓口センター（池田保健センター）、各地区公民館		
申込先 問合せ先	こ ども 教 育 課（ TEL 82－7014 ）		